

令和8年度予算に係るまちづくり会議からの要望に係る回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
13	1	実籾・新栄	実籾1丁目南町会	日本大学学生に対する注意喚起について	日本大学生産工学部実籾校舎から県道69号線を挟んで本町会の路地(特に、実籾1丁目34番～39番付近)に、煙草の吸殻が数多く散乱している。大学生の喫煙者が、大学構内では喫煙できないため、本町会の敷地に侵入し喫煙しているものであり、実際に目撃者もあったため、先日大学の岡部事務課長に苦情を訴えた所、我々も注意しているが、解決に至らないとのこと。「吸殻の火が枯草などに燃え移ったら火事になったりして心配である。」という住民の声もあり、習志野市としても大学側に抗議してほしい。	今年度以降の予算で対応・検討	日本大学と協議を行い、大学内にポイ捨て防止ポスターを掲出するなどの対応を行っていただいておりますが、これに追加し、市で作成したポイ捨て防止掲示物についても掲出していただいております。今後も引き続き、大学と連携を図りながらポイ捨て防止等のマナーの向上に努めてまいります。	都市環境部	クリーン推進課	下水、河川、ゴミ問題
13	2	実籾・新栄	実籾1丁目東町会	樹木の伐採について	実籾6丁目32、34番付近の実籾小学校崖・法地法面に隣接する樹木等の伐採を継続要望致します。通学路にも樹木が重なり高く生い茂り、日照が悪く悪影響を及ぼしています。又、古い大木も多数あり、台風や大雨等による倒木の恐れもあり危険を感じています。一部伐採を実施した箇所もありますが、令和4年6月26日に市役所の担当の方と打合せした内容が十分に実行されていません。予算の確保には時間がかかると伺っておりますが、どの様な計画になっていますか。早急のご対応を切にお願いいたします。	昨年度予算で対応	実籾小学校周囲の法面の樹木につきましては、土砂の流出や侵食を防ぎ、斜面の崩壊を防ぎ安定させる上で、一定効果のあるものと認識しております。そのうえで倒木等がないよう適宜管理しております。しかしながら、日照不足等でご迷惑をおかけしていることから、令和7年度中に剪定を行いました。	学校教育部	教育総務課	学校、幼稚園に関する要望
13	3	実籾・新栄	実籾駅前町会	外灯切れ・防犯灯設置の要望	令和7年度の回答一覧で「実籾駅前町会の件名”街灯切れ修理”」での回答内容が「実籾5丁目9番15号付近には①防犯灯が設置されており②照度も確保されているため・・・以下省略」とあるが、①防犯灯の設置はこの場所からはかなり離れており、又、②照度も確保されているとあるが、照度の基準がわからない。かなり暗い(他の場所と比べても)と思われるので再度検討(照度を測って)いただきたい。	昨年度予算で対応	当該箇所については商店会の街灯が設置されておりますが、設置者による修繕の見通しが立っていないことから、防犯灯を新規に設置いたしました。	協働経済部	くらし安全課(旧防犯安全課)	カーブミラーや防犯灯の設置
13	4	実籾・新栄	実籾5丁目第1町会	樹木の伐採について	実籾一号公園の樹木が電線にかかってしまっているため、伐採していただきたい。併せてコーナーの視界不良の場所もお願いしたい。	昨年度予算で対応	電線へかかっている枝につきましては、令和7年7月に一部の樹木について剪定いたしました。引き続き状況を注視し、適宜対応を図ってまいります。また、令和7年12月にコーナー部の剪定等を行い視界の改善を図りました。	都市環境部	公園緑地課	公園・街路樹の維持管理、改良等
13	5	実籾・新栄	実籾2丁目町会	実籾消防会館2階にAED設置	実籾消防会館2階集会所にAEDの設置を要望します。高齢者から児童まで2階集会所を大勢の人たちが利用しています。もし、突然心停止が起きた場合、すぐに救急車を呼んだとしても手遅れになる事も起こります。早期にAEDを使った救命処置を行えば、心停止から命を救える可能性が高まります。AEDの設置は、消防会館を利用する人々の命を守り、安全性を高め安心感を持てます。地域防災の観点から見ても、消防会館2階にAEDを設置する事は急務といえます。	対応不可	本市では、日常的に様々な世代が多く集まる公共施設への設置を行っております。町会・自治会等、また民間事業者の皆様に対しましては、自主的な設置をお願いしているところです。一部の町会様等においては、自主的に会館への設置がされておりますので、ご不明な点がございましたら消防本部にご相談ください。	消防本部	警防課	防災に関する要望
13	6	実籾・新栄	実籾2丁目町会	大久保第5号踏切、県道69号上り車線に停止線の設置	御成街道(県道69号)の京成大久保第5号踏切の上り車線側の踏切の斜断機が下りた際、車が踏切停止線で停止すると、左側道路から上ってくる車が右折できないため、時折言い争いになっている事があり渋滞してしまうので、踏切の手前に停止禁止部分の斜線標示とその前後に停止線を引いてほしい。	他機関へ依頼	交通規制につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「道路交通法では、踏切手前での一時停止が義務付けられているため停止線を設けることはできません。また、停止禁止部分の斜線標示につきましては、緊急自動車の出動や交通に著しい障害がある場合等に設けるものであり、市道から県道へ進行する車両の渋滞等の理由は、交通に著しい障害がある場合に該当しません。仮に停止禁止部分を設けた場合、通行のしやすさから住宅街道路が抜け道となり、交通量の増加や交通事故の危険性も高まるおそれがあります。」との回答でありました。また、主要地方道長沼船橋線の道路管理者である千葉県千葉土木事務所にご要望をお伝えしたところ「歩道拡幅の予定があるため、拡幅後の状況を踏まえて、安全対策を検討します。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	7	実籾・新栄	実物一丁目神社下町会	道路の樹木伐採	大原神社から実籾小学校までの道路部分にかかる樹木の伐採をお願いします。以前、町会として市に樹木の伐採をお願いし、それぞれの土地所有者に手紙を出してもらいました。他人所有で実現が困難との事ですが、一部の概木が電線にかかっており、停電等災害の恐れがあります。この道路が樹木や崖崩れで遮断されると生活が困難になります。	他機関へ依頼	令和8年3月に、改めて土地所有者に対して樹木の道路越境について解消するよう依頼いたしました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	8	実籾・新栄	実籾3丁目町会	県道歩道部分の改修	実籾3丁目3番付近の県道の歩道部分については、歩道部分の不陸並びに側溝蓋の穴による危険性があり、指摘したこともあります。本年、実籾2丁目部分・長作部分においては改修が行われ、不陸並びに穴がなくなっており、3丁目部分のみ未だに実施されていない状況であります。早期の実施を要望いたします。	他機関へ依頼	要望箇所につきましては、県道であるため、道路管理者である千葉県千葉土木事務所へお伝えしたところ、「令和7年10月に、側溝の補修工事を完了いたしました。」との回答を頂いております。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
13	9	実籾・新栄	実籾3丁目町会	通行困難の表示	実籾公園東側の市道に関して、踏切方向は車両の通り抜けができませんが、しばしば普通車が入り込んで踏切を通行しようとしたり、Uターンに困っております。つきましては侵入禁止等の表示を要望します。	昨年度予算 で対応	車両への注意喚起として、令和8年3月に電柱幕「この先車両通り抜け出来ません」を設置いたしました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	10	実籾・新栄	実籾3丁目町会	道路の改修	町内の市道の舗装に関しては全体的に劣化が進んでおり、実籾3丁目25番付近には、穴・市道部分の舗装欠損が見受けられます。つきましては全体的な再舗装が難しいのであれば、補修の実施を要望いたします。	今年度予算 に計上	要望箇所につきまして、現地を確認したところ一部舗装が劣化している箇所がありましたことから、令和8年度に部分的な補修を実施してまいります。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	11	実籾・新栄	実籾3丁目町会	通行困難の表示	実籾3丁目30番と31番の間にある市道に関しては、細い道であり、普通車が入り込み、農地に脱輪を繰り返しております。つきましては、「通行困難」等の表示を要望します。	昨年度予算 で対応	車両への注意喚起として、令和8年3月に電柱幕「この先幅狭し!脱輪多発」を設置いたしました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	12	実籾・新栄	実籾1丁目南町会	道路の補修工事について	県道69号と京成本線が交差する京成大久保第5号踏切から、実籾2丁目23番地方面へ降りる坂道の道路の舗装及び補強について、令和6年度に一部補修工事をしてもらった(暗渠部分)が、坂道中央部分のひび割れについては、さらに広がっており再度の補修を要望する。当該箇所は実籾小学校の通学路となっており、本町会のみならず、大日山町会の子ども達も多く利用している。早急に対応を要望する。	今年度予算 に計上	要望箇所につきまして現地を確認したところ、一部舗装のひび割れが拡大していたことから、令和8年度にひび割れ等の部分的な補修を実施してまいります。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	13	実籾・新栄	実籾1丁目南町会	道路の補修工事について	実籾2丁目22番26号から町会集会所に向けての道路(市道)が、朝夕様々な自動車の抜け道となっており、昨今コンクリートミキサー車などの大型が通るようになった。そのため、左右のアスファルトが一部くずれたり、場所によっては陥没しそうになったりしている。道路の補修工事を要望する。	今年度予算 に計上	要望箇所につきまして、現地を確認したところ一部舗装が損傷している箇所がありましたことから、令和8年度に部分的な補修を実施してまいります。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	14	実籾・新栄	新栄実籾町会	カーブミラーの調整	新栄町バス停付近、カーブミラーが見えにくい状態となっているので、角度等の調整をお願いします。	昨年度予算 で対応	令和8年1月にカーブミラーの角度調整を行いました。	都市環境部	道路管理課	カーブミラーや防犯灯の設置
13	15	実籾・新栄	新栄実籾町会	歩道の改修	新栄2丁目11番北側道路、日大側の歩道が波打っており、躓き転倒等の危険性があるので改修をお願いします。また、日大敷地の樹木の葉が大量に散乱しており、滑りやすくなっているため、撤去するよう日大への指導をお願いします。	昨年度予算 で対応	要望箇所につきましては、令和8年3月に舗装の修繕を行いました。また、歩道上の落ち葉につきましては、隣接土地所有者である日本大学へ適切に樹木を維持管理するよう申し入れを行いました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	16	実籾・新栄	実籾むつみ町会	道路停止線と止まれ文字の道路への書入れと標識設置	実籾5丁目34～43付近について、道路停止線が薄れてきているので書き直してほしい。また、実籾4丁目12・13・16・17に接する交差点の道路には、一時停止の記述があるが、白線とともに薄れているので書き直してほしい。なお、できれば一時停止の標識とカーブミラーもあれば良いと思います。	今年度予算 に計上	令和8年度に薄くなった外側線及びドット線等の補修を実施してまいります。 カーブミラーについては交差点直近の死角を映すことができない短所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。そのため、現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合などに設置しております。 ご要望の箇所につきましては、車両の停止及び徐行をもって目視による安全確認が可能であるため、カーブミラーの設置はいたしません。 また、一時停止の標識につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「当該箇所につきましては、中央線がある道路であり、主従関係が明確であることから設置は困難です。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	17	実籾・新栄	実籾むつみ町会	自動車と自転車の出会い頭による事故防止策	実籾5丁目29番にある病院前の交差点を車で一般道路に出ようとした際に、左側からスピードを出した自転車と衝突しそうになるヒヤリハットを何度も経験した(過去に、実際に事故も発生している)。病院建物がちょうど死角になっていて、お互いが見えないため、出会い頭で衝突する危険性がある。カーブミラーは設置されているが、どちらの道路が優先道路かわかりづらい。警察の巡回指導、教育や「止まれの掲示板」の設置、道路の色分け等が必要ではないでしょうか。	昨年度予算 で対応	道路の主道路(優先道路)と従道路を示すドット線や、路面表示「自転車とまれ」により、自転車等の車両に対して注意喚起を行っております。しかしながら、交差点付近の電柱幕「交差点スピード落とせ」が古くなっていたことから、令和8年3月に新しいものに交換いたしました。 また、危険な自転車走行に対しての巡回指導につきましては、習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「通常活動を通じて巡回を実施します。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	18	実籾・新栄	実籾むつみ町会	実籾2号公園・東習志野文教センター公園の警察官巡回依頼	実籾2号公園のベンチに、飲み終えたアルコール飲料缶やタバコの吸い殻が捨てられており、市が設置した子供たちの禁煙注意看板があるものの、無視されている。近所の方に定期的に掃除をしていただいていることで公園はきれいになっているが、環境悪化になることが心配です。また、深夜に実籾2号公園・東習志野文教センターで大声を出している者があり、風紀の乱れや非行等につながるため、警察のパトロール強化を求めます。特に夏場の強化が必要と考えます。	他機関へ依頼	実籾2号公園や文教センター公園につきましては、これまでにポイ捨て等の対策として、職員による日常、夜間パトロールの際の声がけに加え、市が作成した注意看板の設置や東習志野小学校の児童が作成した看板を設置する等対策を講じているところであります。引き続き、職員によるパトロールや注意看板の交換等を実施し、状況を注視してまいります。 また、深夜の騒音について習志野警察署へパトロールの依頼をしたところ、「日常実施しているパトロールの際に迷惑行為を確認した際は、注意喚起を行います。迷惑行為を確認した際は、直接対応せず、安全な場所から110番通報してください。また、その通報頻度等を考慮し、警戒を強化してまいります。」との回答をいただいております。今後につきましても、習志野警察署と連携を図りながら、マナーの向上に努めてまいります。	都市環境部	公園緑地課	公園・街路樹の維持管理、改良等

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
13	19	実籾・新栄	実籾むつみ町会	自転車の放置駐車と撤去期間について	相変わらず、実籾駅北口ロータリーの自転車の放置駐車が目立つ。特に、電話ボックス周辺は利用者にとっては困ると考えます。以前は撤去作業等を行っていたようだが、最近活動を見かけないため、利用者は当たり前のようでの違法駐車している。北口の久保側にある有料駐輪場が狭くいつもあふれており、駐輪料金を免れようと違法な駐輪も目立つ。貸自転車用の駐輪スペースにも自転車を違法駐輪するケースも散見され、久保側にある出入口がふさがってしまい、親子連れが通るのに苦労をしていた。見回りはしていただいているようですが、整理・撤去等も検討をしていただきたい。	昨年度予算 で対応	京成実籾駅周辺の放置自転車等につきましては、月2～3回程度、定期的に撤去・移送を実施しています。 久保側の有料駐輪場や貸自転車用の駐輪スペースにつきましては、民間による運営・管理のため、管理者において整理・撤去等をしていただくこととなります。駐輪場外の歩道等に放置されている自転車等については、本市で引き続き撤去・移送を実施するとともに、見回りを継続し、駅周辺の環境美化に努めてまいります。	協働経済部	くらし安全課(旧防犯安全課)	その他
13	20	実籾・新栄	実籾むつみ町会	タクシープールエリアへの逆走について	実籾駅北口のタクシープールエリアにタクシーが入る際に、久保方面から来るタクシーが、進入禁止を無視してタクシープールエリアに右折して入って来ており、自転車でロータリーを出る際に衝突しそうになったことがある。3年連続このまづくり会議要望提出時に指摘したにも関わらず改善がなされていない。先日は自転車とぶつかりそうになっていた。事故が起こってからでは遅いと考えますので、強く指導を願いたい。	昨年度予算 で対応	これまでも同様のご要望をいただいており、その都度タクシー事業者に対して運転手への指導等を求めてまいりました。しかしながら、改善されずに繰り返されているようでありますので、車両への注意喚起として、令和7年8月に看板「車両右折進入禁止」を設置いたしました。また、改めてロータリーを利用するタクシー事業者へ指導いたしました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	21	実籾・新栄	実籾むつみ町会	令和元年10月の大雨に発生したがけ崩れ箇所対策について	実籾5丁目22番崖下について、令和3年度のまづくり会議でも要望を出しておりますが、がけ崩れ箇所に対しては暫定的な対策工事となっております、恒久的な対策を希望します。なお、令和3年度にむつみ町会と飯生議員、市担当者による住民説明会を実施しましたが、住民の切実な要望とはかけ離れた返答となっております、何とか進展と住民対応を要望する。諸ルールと市の立場に関しては、市担当者からの説明で住民も理解済みですが、住民では対応ができないための要望となります。	対応不可	当該急傾斜地については、個人が所有する土地となりますが、市民の安全を確保する観点から、令和元年10月25日の崖崩れ発生から翌26日までに土砂撤去、土留め設置、仮設排水設置、崖下市道の側溝清掃等の応急対策を本市が実施いたしました。更には、令和2年1月に崖上市道の排水対策として道路側溝に格子状の鉄蓋を設置、令和3年3月に土留めをより強固な鋼板に変えて、1トン土のう袋を設置する崖崩れ対策を実施しました。 しかしながら、急傾斜地の管理は、原則、所有者の責任で行われるものであり、所有者及び関係地権者からの要望がなければ、県又は市が主体となり恒久的な対策である急傾斜地崩壊防止工事を実施することは困難です。 本市は、崖崩れ以降、所有者に対して自宅への訪問やポストへの文書投函を再三に渡り実施しており、所有者とはこれまでに2度直接対話し、当該崖をの適正管理をお願いするとともに、急傾斜地崩壊対策事業の説明を行っておりますが、現在までに対応がない状況です。 今後も、引き続き、所有者に対して適正管理のお願いをするとともに、降雨時に崖の状況確認を行うなど、当該急傾斜地の現況について注視してまいります。	総務部	危機管理課	防災に関する要望
13	22	実籾・新栄	実籾むつみ町会	道路管理上の瑕疵について	実籾5丁目22番崖下付近、令和元年10月の大雨で発生したがけ崩れ付近の急傾斜地について、樹木の枝が道路側に垂れ下がってきており、人や車の通行の妨げとなっている。また、この枝の影響で街灯も照らされにくくなっており、防犯上の観点からも伐採を要望する。なお、個人所有の土地であるため、市で対応できない場合は所有者への依頼(指示)を要望する。	対応不可	急傾斜地の管理は、原則、所有者の責任で行われるものであります。 本市は、所有者に対して、自宅への訪問やポストへの投函により、当該急傾斜地を適正に管理するようお願いをしております。 今後も、引き続き、所有者に対して適正管理のお願いをするとともに、降雨時に崖の状況確認を行うなど、当該急傾斜地の現況について注視してまいります。	総務部	危機管理課	その他
13	23	実籾・新栄	実籾むつみ町会	実籾2号公園のペット散歩ルール順守について	実籾2号公園にペット散歩者が多く、真ん中の芝生エリアに犬が小水や糞などを行っている。ここは近所に数件ある保育所などの子供たちが毎日遊びに来る場所であり、先生たちは犬の糞などを掃除してから子供たちを遊ばせている。公園をペット禁止にするのは無理だと思いますし、入口のルール看板にも書いてありますが、ルールを守らない飼い主に対して、ルール順守の啓蒙をするような施策を検討・実施していただきたい。なお、令和7年4月1日に施行	昨年度予算 で対応	市内の公園では原則、犬などペットの散歩を認めておりますが、リードをつけることや、フンは飼い主が持ち帰っていただく等、ルールを守ってご利用いただくようお願いしております。また、令和7年9月に飼い主へのマナー向上を促す横断幕を設置しました。 今後も継続し、市職員のパトロールの際に、ルールを守らない、他の利用者の迷惑となる行為を確認した場合は、飼い主に対し注意喚起を行ってまいります。	都市環境部	公園緑地課	公園・街路樹の維持管理、改良等